

学習奨励費応募者の語学能力要件

日本語または英語の語学能力が、次に定めるいずれかの水準に該当する者

【日本語】

- 日本語能力試験（JLPT）において N2 レベル以上に合格した者
- 日本留学試験（EJU）の日本語科目（読解、聴解及び聴読解）の得点が 200 点以上である者
- 日本学生支援機構が別に認める語学水準以上である者：
 - BJT ビジネス日本語能力テスト 400 点以上である者
 - 日本語を第一言語として後期中等教育（高校レベル）において 3 年以上の教育を受けたと書面にて確認できる者
 - 日本語を第一言語として学位を取得したと書面にて確認できる者
 - その他の日本語の語学試験の成績により JLPT の N2 相当以上の日本語能力を有していると書面から判断できる者（試験実施団体が示す対照表等により JLPT の N2 レベル以上と確認できる場合）

【英語】

- CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）において B2 レベル以上であると認められる者：
 - TOEFL iBT 72 点以上、IELTS 5.5 以上、TOEIC L&R 785 点以上等
 - 英語を第一言語として後期中等教育（高校レベル）において 3 年以上の教育を受けたと書面にて確認できる者
 - 英語を第一言語として学位を取得したと書面にて確認できる者